

# 第 138 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 9 年 2 月 9 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 138 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 2 月 9 日 (木) 午後 2 時 03 分

2. 閉会年月日 平成 29 年 2 月 9 日 (木) 午後 2 時 30 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (16 人)

会長 1 番 赤石敏文

会長職務代理 10 番 中村文男

委員 2 番 石橋 薫

3 番 堀内重男

4 番 砂庭周平

5 番 工藤信仁

6 番 佐々木 一雄

7 番 三浦恵美子

8 番 松村範明

9 番 滝田信彦

11 番 河守田雄一

12 番 野田清八

13 番 山田憲幸

14 番 川守田雄一

15 番 梅内勝治

16 番 奥瀬修一

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長 佐々木 大

主幹 黒坂正子

班長 佐藤 慶

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 4 号 貸借合意解約書の受理について

日程第 5 報告第 5 号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第 6 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 39 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第 10 議案第 40 号 「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について

事務局長	<p>ただいまから、第 138 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中全員ですので、委員定足数に達しております。よって第 138 回総会 は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっ ておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。  (午後 2 時 3 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 10 番 中村 文男 会長職務代理者 11 番 河守田雄一 委員 を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 4 号「貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 4 号について、ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約 書を受理したので、報告するもので、1 件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は平成 23 年 6 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成 29 年 1 月 10 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>ただいまの報告第4号について、発言はありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第4号「賃貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 報告第5号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>それでは、報告第5号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、2件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成29年2月1日から平成34年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は平成29年1月23日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成27年12月25日から平成47年12月24日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引き渡しの時期は平成29年1月25日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告第5号について、発言はありますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>発言がないようですので、以上で報告第5号「使用貸借合意解約書の受理について」の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第6 議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第36号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は6件で、所有権の移転に関するものが5件、使用貸借による権利の設定に関するものが1件であります。</p>

	<p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>三浦 調査員</p> <p>7番 三浦から説明いたします。</p> <p>去る2月1日、松村 調査員と中央公民館において、議案第36号及び議案第37号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>まず議案第36号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を借り受けするものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が経営移譲を受けて営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号3番と4番の申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号5番と6番の申請理由は、いずれも譲受人が共有持分の権利を受けて営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第36号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は3件でございます。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p>
議 長	
佐藤班長	

	<p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>三浦 調査員</p> <p>議案第 37 号について、農地法第 5 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から 3 番の申請理由は、借受人である物販販売業者が店舗を建築し、スーパーマーケットを営むために、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>番号 1 番から 3 番の申請地の位置ですが、いずれも南部町役場から南西に約 6 キロメートルの距離にあり、医療健康センターから約 4 0 0 メートルの距離に位置します。申請地の北側は小集団の田、東側は宅地、南側は県道、西側は河川となっています。申請人は、近隣に市街地があり、県道沿いで交通の利便性がよく、集客が見込めることから、申請地にスーパーマーケットの建設に至ったものです。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 37 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 37 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第 38 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、6 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田及び畑、期間は 20 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,587 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は樹園地、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 6,659 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田及び畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,984 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,989 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 38 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8 議案第 38 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9 議案第 39 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第 39 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 2 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田及び畑、存続期間は平成 29 年 2 月 10 日から平成 39 年 2 月 9 日まで</p>

	<p>の10年間、10a当たりの賃借料は、年額1,984円です。</p> <p>番号2番の利用目的は畑、存続期間は平成29年2月10日から平成39年2月9日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額2,989円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第39号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9 議案第39号については、原案のとおり許可することに決定いたしました</p> <p>次に、日程第10 議案第40号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、11番 河守田 雄一 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時22分退席)</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第40号について、ご説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。</p> <p>受贈者の氏名・住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から4番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。</p> <p>番号5番6番の対象となる事由は贈与税です。</p> <p>番号7番の対象となる事由は不動産取得税です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第40号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10 議案第40号については、原案のとおり承認することに決定いたしました</p> <p>ここで、河守田 雄一 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時30分着席)</p>



	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 138 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p>
--	--

(午後 2 時 30 分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 2 月 9 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員